

本件、2. 契約予定期間等の[業務M/M]に変更がありましたので、修正公示します。

番号：131121

国名：ラオス

担当：産業開発・公共政策部法・司法課

案件名：法律人材育成強化プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2014年1月上旬から2014年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.75M/M、現地 0.47M/M、合計 1.22M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
10日	14日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：12月4日(12時まで)
- (4) 提出場所：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)へ電子データの提出、
または、調達部受付 (JICA本部1F) への書類の提出

※2013年10月2日以降の公示案件（業務実施契約（単独型）のみ）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を試行導入します。提出方法等詳細については、JICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ）をご覧ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 9点
 - ②当該業務実施上のバックアップ体制 1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	ラオス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

我が国は、ラオス政府に対し、2003年から司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院を対象とした技術協力プロジェクト「法整備支援プロジェクト（2003年5月～2008年3月）」を通じ、法務・司法関連職員の教材や執務マニュアルの作成にかかる協力を行った。当プロジェクトを通じ、ラオス法務・司法関連機関の実務の一定の改善が達成されたものの、ラオスの抱える課題の根底には、法律を体系的に整理することができる人材、理論と実務の双方を考慮しながら裁判実務や教育を行うことができる人材が不足しているという問題があることが明らかになった。

このような状況の下、ラオス政府より、法律の研究や議論を通して法曹人材を育成する支援の要請があり、司法省、最高裁判所、最高検察院、ラオス国立大学をカウンターパート(C/P)機関として、「法律人材育成強化プロジェクト」を2010年7月より2014年7月までの4年間の予定で実施中である。本プロジェクトでは、4つのC/P機関がそれぞれの知見や経験を持ち寄り、組織横断的に課題の分析や共同作業を行い、法理論と実務上の問題とがリンクした教材を作成することを通じて、関係機関及びその職員・教員が法学教育・研修や実務を改善する能力を身につけることを目標とし、現在4名の長期専門家(チーフアドバイザー、法・司法分野人材育成、民法/民事訴訟法、業務調整/援助協調)を派遣中である。また、ラオスにおける協力を効果的に実施するために、国内の大学教授及び実務家などの有識者が持つ、専門知識・経験・情報を総合的に活用するための3つの国内支援委員会(民法アドバイザーグループ、民事訴訟法アドバイザーグループ、刑事訴訟法アドバイザーグループ)を設置し、テレビ会議や現地セミナーを通じて委員より定期的にカウンターパート及び現地専門家への助言を行っている。

2012年7月に実施した中間レビューにおいては、成果の発現に向けた活動は概ね順調に進捗しているとの評価がなされたものの、ラオス側のさらなるコミットメントの強化やプロジェクト目標・成果指標のさらなる具体化の必要性が指摘されている。

今回実施する終了時評価調査は、2014年7月のプロジェクト終了を控え、C/P機関と合同で本プロジェクト活動の実績、目標達成度、成果を評価し、今後の方向性について確認し、合同評価報告書に取りまとめるとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第1版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2014年1月上旬～1月中旬)

- ① 既存の文献・報告書等(プロジェクト進捗報告書、専門家業務完了報告書、国内支援委員会会合(民法アドバイザーグループ会合、民事訴訟法アドバイザーグループ会合、刑事訴訟法アドバイザーグループ会合)、現地セミナーヒアリング内容、中間レビュー調査報告書、業務完了報告書、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)・実施プロセスを整理・分析する。
- ② 国内支援委員会会合(民法アドバイザーグループ会合、民事訴訟法アドバイザーグループ会合、刑事訴訟法アドバイザーグループ会合)の委員から、テレビ会議や本邦研修、現地セミナーを通じたラオス側の協力開始時と比較して発現している変化やキャパシティの向上、今後の協力の方向性につき聞き取り調査を行う(委員の構成は大学教授、弁護士、法務省審議官・教官等。関東・関西在住)。
- ③ 既存のPDMに基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。

- ④ 評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他ラオス側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（和文・英文）を作成する。
- ⑤ 調査団内の検討のため、評価グリッド（案）を用いて評価デザイン（案）を検討する。
- ⑥ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- ⑦ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣（2013年1月下旬～2月上旬）

- ① JICA ラオス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- ③ ラオス側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理、面談記録作成を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備並びに上記②及び③で得られた結果をもとに、他の調査団員及びラオス側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめを行う。
- ⑥ 調査結果や他団員及びラオス側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案（和文・英文）の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA ラオス事務所等への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2014年2月中旬）

- ① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書（和文）について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとする。

- （1）評価報告書（英文）
- （2）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （3）評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

上記（1）～（3）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。

留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載下さい）。

10. 特記事項

- （1）業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者の現地調査期間は2014年1月26日（日）～2014年2月8日（土）を予定してい

ます。

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定しています。
(選考調査には職員が同行する可能性もあります。)

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括 (JICA)
- イ) 法整備支援 (JICA)
- ウ) 協力企画 (JICA)
- エ) 法・司法制度 (法務省)
- オ) 評価分析 (コンサルタント)

④ 便宜供与内容

当機構ラオス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
- エ) 通訳備上
日本語⇄ラオス語の通訳を提供
- オ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- カ) 執務スペースの提供
プロジェクトオフィス内の執務スペース提供 (ネット環境完備)

(2) 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
(<http://libopac.jica.go.jp/>)
 - ・ 「ラオス人民民主共和国 法律人材育成強化プロジェクト 協力準備調査・詳細計画策定調査報告書」 (平成22年8月)
 - ・ 「ラオス国 法律人材育成強化プロジェクト 中間レビュー調査報告書」 (平成25年4月)

(3) その他

業務実施契約 (単独型) については、単独 (1名) の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上